

〔この説明書は連帯保証人になられる方に必ずお渡しください〕

連帯保証人になられる方へ

上尾市教育委員会

上尾市奨学金制度の概要について

上尾市教育委員会では、高等学校（特別支援学校を含む）、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く）、短期大学及び大学に進学または在学する人を対象に奨学金をお貸ししています。

この奨学金を借り受ける場合に、借受人（奨学生）は連帯保証人を必要とします。連帯保証人は借受人の返済が滞ったときに、代わって返済をしていただく人になりますので、連帯保証人になられる方は下記の事項について御了解のうえ連帯保証人になられるようお願いします。

記

1 連帯保証人の資格

独立の生計を営む18歳以上かつ、債務の弁済能力を有する者であること。

2 連帯保証人としての正式決定

申請者（借受人）から提出された申請書を上尾市教育委員会が審査の上、貸し付けの適否を決定します。

貸し付けが決定された場合、借受人とともに連帯保証人にも上尾市教育委員会指定の「借用書」に署名・捺印していただきます。この「借用書」により貸し付けがなされたときに連帯保証人となります。

3 借受人への貸付額

高等学校・中等教育学校の後期課程・高等専門学校・専修学校高等課程

…………… 月額 1万円（国公立・私立は問いません）

専修学校専門課程（専門学校）・短期大学・大学

…………… 月額 2万円（国公立・私立は問いません）

※①無利子です。

②各種学校は対象外です。

③正規の修業年限を貸付限度期間とします。

4 借受人の返済方法

卒業後、6か月据え置きの後、その年の10月期から、四半期（10月、1月、4月及び7月の各末日の年4回）ごとに、20回割賦（5年間）で借受人の銀行口座から振替します。

高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程	……	12,000円×20回	=36万円
短期大学・専修学校専門課程（2年制）	……………	24,000円×20回	=48万円
短期大学・専修学校専門課程（3年制）	……………	36,000円×20回	=72万円
大学（4年制）	……………	48,000円×20回	=96万円

5 その他

貸し付けを決定するにあたり、住民票、課税台帳等の確認をさせていただきますが、奨学金貸付決定の審査の目的以外に使用することはありません。

【担当】 上尾市教育委員会教育総務課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

TEL048-775-9469（直通）